

「あいづ創生市民会議」委員募集要項

第1 趣旨

平成29年度を初年度とする会津若松市第7次総合計画（以下「次期総合計画」という。）の策定に当たり、市民等の方々から将来に向けた会津若松市の将来のまちづくりに関する意見、助言をいただく場として「あいづ創生市民会議」（以下「市民会議」という。）を開催いたします。

なお、本会議参加者のうち、数名の方に平成27年10月以降に開催する予定の会津若松市総合計画審議会に参加いただく予定です。

第2 会議の役割及び活動内容

市民会議では、次の事項について分科会毎に協議及び検討を行い、概ね平成28年1月を目途に、その結果を提言として市長に報告します。

- (1) 現行の第6次会津若松市長期総合計画の総括に関すること。
- (2) 次期総合計画におけるまちづくりの施策に関すること。
- (3) その他次期総合計画の策定に関し必要な事項

第3 応募資格

次の要件すべてに該当する方

- (1) 市内の在住で18歳以上の方（平成27年4月1日現在）
- (2) 市政に関心があり、市民会議の設置の趣旨に賛同いただける方
- (3) 市民会議（平成27年5月～平成28年1月まで全12回程度開催予定）に出席することが可能な方（なお、第1回会議は5月29日（金）18時30分～20時30分（会場：「會津稽古堂」）に開催します。第2回以降は、基本的に平日夜間の2時間程度を予定しています。）

第4 募集人数 30名程度

第5 応募方法・応募〆切

「あいづ創生市民会議 委員応募用紙」に必要事項を記入のうえ、企画調整課に持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかにて提出してください。

応募用紙は、企画調整課、北会津支所、河東支所、各市民センターにて配布いたします。また、市のホームページから応募用紙をダウンロードして、電子メールで応募することもできます。

応募〆切 平成27年4月30日（木）17時まで（必着）

第6 選考及び結果

選考は、提出された応募用紙の内容、応募者全体の年齢、性別のバランス等を総合的に勘案して、決定します。選考結果につきましては、応募された方全員に、応募用紙に記載された住所へ郵送で通知します。

第7 備考

- (1) 市民会議の委員となられた方は、市政だより、市ホームページにて氏名及び居住地域（小学校区まで）を公表する場合があります。
- (2) 市民会議は無報酬です。また交通費等は各自の負担となりますので、ご了承ください。

【申し込み お問い合わせ】

会津若松市役所 企画政策部 企画調整課(本庁舎3階)
〒965-8601 住所不要 Tel 39-1201 Fax 39-1400
Mail:kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp